

務	00	01	1 年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和5年8月末まで有効)			

交 企 第 1 1 2 号
(交規、交指、運免、交機、高速、地域)
令 和 5 年 6 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和5年夏の交通安全県民運動の実施について

県警察では、本年の交通警察の目標に「交通死亡事故の抑止～とまる しめる やめる まもる～」を掲げ各種活動を推進中であるが、本年5月末現在の交通事故発生状況は、発生件数及び死傷者数いずれも前年に比べ増加し、極めて厳しい情勢である。

例年、死亡事故の多くは下半期に発生しており、加えて本格的な夏の行楽シーズンに入ることから、交通量の増大に伴う交通事故の増加、飲酒運転等の危険運転に起因する重大事故の発生が懸念される場所である。

このような情勢の中、みだしの運動が実施されるので、各所属にあつては、交通事故抑止に向けた実効ある対策を推進されたい。

記

1 実施期間

令和5年7月21日（金）から7月31日（月）までの11日間

2 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

3 重点推進事項

(1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

ア こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(ア) 歩行者の交通ルールの遵守の徹底

歩行者に対し、道路横断時における横断歩道の利用、横断を禁止された場所における横断の禁止、信号遵守等の基本的な交通ルールを周知させること。

また、横断時における「ハンド&サンクス」（渡る前の左右確認、手を上げ

るなどの運転者に対する明確な意思表示、渡る間も安全確認)の励行など、自らの安全を守るための交通行動についても指導すること。

さらに幼児・児童の飛び出しや、高齢歩行者の車両の直前横断など、年齢別の特徴を踏まえた交通安全教育を実施すること。

(イ) 歩行者の安全の確保

通学路や生活道路における歩行者保護誘導活動や、薄暮・夜間時間帯における反射材用品等の視認効果の周知など、歩行者の安全の確保に向けた取組を推進すること。

イ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

(ア) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底を呼び掛けるとともに、横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締りを実施すること。

また、夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用について広報を実施すること。

(イ) 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者に対して、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育及び広報啓発活動を推進するとともに、運転に不安のある高齢運転者に対して、運転適性相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発を推進すること。

(2) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 自転車のヘルメット着用と「自転車安全利用五則」の周知

全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の徹底と「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発活動を積極的に推進すること。

イ 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心とした街頭活動の強化

「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に街頭指導等を強化し、歩行者等に危険を及ぼす交通違反は看過せず、道路交通法違反に該当する旨の警告を確実に行うとともに、酒酔い運転等の悪質・危険な交通違反は積極的に検挙すること。

ウ 自転車利用者等の安全確保

自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進や、自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性について理解させるよう努めること。

また、反射材用品等の取付促進による他の車両からの自転車の被視認性の向上に向けた取組を推進すること。

エ 自転車安全利用推進強化日の設定

県下一斉の自転車安全利用推進強化日を本年7月25日(火)とすることとした

ので、各警察署にあつては、「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に街頭における広報啓発活動や指導取締りを強化すること。

- (3) 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
交通事故発生時の被害軽減を図るため、全ての座席のシートベルト、特に後部座席シートベルト着用向上に向け、高速道路における取締りや高速バスやタクシー等事業者と連携した広報啓発活動を強化すること。

また、チャイルドシートについても使用率向上に向けた各種活動に加え、取付け方法等正しい使用方法についての広報啓発活動を推進すること。

- (4) 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

ア 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化

- (ア) 交通指導取締りの強化

夏の行楽期を迎え、飲酒機会が増えることに伴い、重大事故に直結する飲酒運転の増加が懸念されることから、管内の飲酒運転による交通事故の発生状況等を詳細に分析し、実効ある時間帯、場所、方法を選定した交通指導取締りを強力に推進すること。

また、飲酒運転等を検挙した際は、車両や酒類の提供者、同乗者等のいわゆる周辺者三罪に対する徹底した捜査を行い、確実な立件に努めること。

- (イ) 関係機関と連携した活動の推進

タクシーや運転代行業等に対する飲酒運転情報、路上寝込みに係る通報協力依頼等、関係機関と連携した活動を推進すること。

イ 妨害運転等の交通指導取締りの徹底

悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反については、ドライブレコーダー・防犯カメラ等の映像の証拠品化・精査を念頭に、客観証拠の迅速な収集を徹底するほか、未然防止のための広報啓発活動も推進すること。

4 推進上の留意事項

- (1) 殉職・受傷事故の防止

交通街頭活動に従事する全ての警察職員に対して、殉職・受傷事故防止の教養を行い、その絶無に努めること。

また、関係機関・団体や交通ボランティアと共同による街頭活動の実施に際しても、安全な活動場所を選定するなど受傷事故防止対策に万全を期すこと。

- (2) 関係機関・団体及び他部門等との連携強化

本運動を推進するに当たり、自治体や交通関係機関・団体との連携を図るとともに、地域警察官や隣接署との合同取締りなど他部門間の連携を強化すること。

- (3) 交通情勢に応じた広報啓発活動の推進

行楽期におけるツーリング等の自動二輪車対策や本年7月1日に道路交通法一部改正により施行される特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）の交

通ルール周知等、管内の交通情勢に応じた広報啓発活動の推進についても配慮すること。

(4) SNS等を活用した広報啓発活動の推進

広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、県警T w i t t e rやインスタグラム等のSNSを活用した情報発信等、各警察署で工夫を凝らし、幅広い年齢層に向けた広報啓発活動を推進すること。

5 報告

各警察署にあっては、運動期間中の主な行事について、別添様式に記載の上、本年7月7日（金）までに下記担当へ報告すること。

担当 交通企画課安全教育係

別添様式

夏の交通安全県民運動期間中の行

月日	曜日	時間	場所	行事名
例 7/21	木	11:00~	署駐車場	出動式

注1：様式については、行数を追加するなど、適宜、調整

注2：安全運動期間に先駆けて実施する行事等にあつては

注3：報告期限にあつては令和5年7月7日（金）まで

行事予定

警察署

主催	参加人数
〇〇署	30人

整すること。

も記載すること。
とする。